

大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業

受託候補者特定基準

令和6年7月

大村市

1 審査実施機関

評価は「大村市自然共生型アウトドア施設整備・管理運営事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が実施する。

2 実施予定日

令和6年8月5日（月）

3 実施予定場所

大村市役所第3別館2階 第8会議室

4 実施方法

- (1) ヒアリング等に出席できる人数は、パソコン等の機器の操作をする者を含め、3名以内とする。
- (2) 各提案者のヒアリング等の時間は、30分程度とし、プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とする。また、入退室時間（準備・撤去作業を含む。）を5分程度設け、その時間はヒアリング等の時間に含めないこととする。
- (3) 提案者は、他の提案者のヒアリング等を傍聴することはできない。
- (4) ヒアリング等は、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差替え及び追加資料の配布は認めない。
- (5) ヒアリング等に使用するプロジェクター、スクリーン、映像出力用ケーブル（HDMI）及び電源用コードリールは事務局で準備する。それ以外の機器（パソコン等）は、提案者が準備すること。

5 受託候補者の特定方法

- (1) 審査委員会は、ヒアリング等により提案書の内容について下記の審査基準により審査し、審査項目に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
- (2) 同点となる提案が複数あった場合は、審査委員会で採決して特定する。
- (3) 採点は100点満点とし、満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は受託候補者として特定しない。

6 失格

審査委員会事務局の事前の審査の結果、次に該当する場合は審査委員会による審査の対象外となるとともに受託候補者から除外される。

- (1) 本業務の見積額が募集要項に規定する上限額を超過する場合
- (2) 提案書に虚偽の記載や実現できない記載内容が含まれていることが判明した場合

7 審査基準

No.	審査項目	細目	配点
1	事業計画に関する事項	(1) 事業コンセプト (2) 事業実施体制 (3) 実施手順、スケジュール (4) 収支計画	20
2	設計及び整備業務に関する事項	(1) 施設整備の基本的な考え方 (2) 施設計画 (3) 自然環境への配慮 (4) 施設利用者への配慮 (5) 整備計画	10
3	維持管理業務に関する事項	(1) 維持管理の基本的な考え方 (2) 施設の保守・点検業務 (3) 環境衛生、清掃、警備、保安及び備品管理の計画	10
4	運營業務(自主事業を含む。)に関する事項	(1) 運営の基本的な考え方 (2) 施設の運営 (3) 安全管理や緊急対応に対する考え方 (4) 魅力向上に向けた取組 (5) 自主事業の内容	20
5	利用料金及び利用料金等の収益還元について		10
6	市民の雇用に関する取組について		5
7	観光振興に関する取組について		5
8	応募者の実績及び経歴等		10
9	見積価格		10
合計			100